

第五十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十八号

昭和四十三年四月十日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 小峯 柳多君

理事 天野 公義君

理事 鴨田 宗一君

理事 中川 俊思君

理事 堀 昌雄君

理事 内田 常雄君

理事 小笠 公昭君

理事 海部 俊樹君

理事 坂本 三三君

理事 塩谷 一夫君

理事 田中 六助君

理事 栗山 秀君

理事 久保田鶴松君

理事 多賀谷真稔君

理事 永井勝次郎君

理事 三宅 正一君

理事 近江已記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 椎名悦三郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 藤井 勝志君

通商産業省鉱山局長 西角 良彦君

委員外の出席者

大蔵省國際金融局企画課長 熊田淳一郎君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

参 考 人 (金屬鉱物探鉱促進事業団理事) 加賀山 一君

四月十日
委員丹羽久章君辞任につき、その補欠として栗山秀君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員栗山秀君辞任につき、その補欠として丹羽久章君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件
参考人出頭要求に關する件
金屬鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)
金屬鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第五〇号)
砂利採取法案(内閣提出第二一〇号)
鉱業政策の確立に關する件

○小峯委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、金屬鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案並びに金屬鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案を一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、前回に引き続き、参考人として、金屬鉱物探鉱促進事業団理事長加賀山一君が出席されております。

参考人におかれましては、御多用の中、たびたび御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。近江已記夫君。

○近江委員 第二次大戦後、平和国家として再出発をしたわが国は、いまや自由主義諸国におきまして米、ドイツに次ぐ世界第三位の生産力を有する工業国となつたわけであり、国内的には多くの社会的あるいは経済的な課題を残しておるわけでございますが、その成長は大なるものがあると思ひます。この工業の目ざましい発展にもかか

わらず、鉱物資源は非常に恵まれない状態であり、今後の工業の発展を考えると、資源の確保ということが非常に大きな問題となつてまいります。そこにおいて、おそまきながら政府が海外資源の開発等に一步を乗り出した、このことについては当然のことであると思ひます。しかしながら先進諸国に比べてみると、政府の乗り出し方というものが非常に悪いわけであり、この点が私は非常に問題であると思ひます。いままでの海外開発の状況を見てまいりますと、民間企業では早くから海外に出ておるわけであり、昭和二十八年には三菱金屬がフィリピンのセブ島に行つております。昭和三十三年には、住友金屬がカナダの西海岸に進出し、それも成功しておるわけであり、これを契機に各社がどんどんと出るようになって、いわゆるカナダももうでといひますか、そういうような進出が行なわれた。その間政府としてどのような対策をいままでとつてきたか。相手国の感情からしても、国が直接乗り出すわけにはいかないというふうないろいろな点があつたと思ひますが、何らかの形で政府がもっと積極的にやるべきではなかつたか。民間にたまたま切りであつたというのはいままでの状態ではなかつたか。政府として当然海外開発に目を向けなければならぬ。それをいままでなぜ積極的に乗り出さなかつたか。その点をまずお聞きしたいと思ひます。

○西角政府委員 わが国の鉱山資源の海外開発につきましては、ただいま御指摘をいただきましたように、すでに昭和二十八年当時から民間企業におきまして積極的に進出をはかつてまいつたわけでございます。これに對しまして政府側といたしましては、この助成をはかる趣旨におきましてお

おむね三つの方策を講じてきたと存じております。その第一は、海外鉱物資源開発株式会社の設立によりまして、海外開発にあたりましての共同の窓口として、また共同の開発実施の主体というものを設けたこととございまして、これに對しまして、御案内のとおり、協力基金からの出資を行ない、また一般会計からの補助金を投入いたしまして、当該会社の活動を活発ならしめるよう措置いたしてまいつた次第でございまして。

第二に、海外開発の推進の前提となります海外事情、特に鉱山事情あるいは地理的、地質的条件等を調査いたしましたための調査団を派遣いたしてまいつておりました。昭和三十三年を皮切りに前後十回、政府補助金によりまして調査団を南米各地並びにマレーシアに派遣をいたしまして、所期の成果をおさめておる次第でございまして。

第三は、海外開発に対する資金的な助成でございまして、これまで昭和二十八年から四十一年度にわたりまして、輸出入銀行から百一億円、海外経済協力基金からは八億四千万円の投融資を行ないまして海外開発を助長いたしてまいつた、かような次第でございまして。

○近江委員 過去の状況をちょっと聞いてみたいと思ひますが、いままで民間が中心にやつてきたわけであり、開発状況を見ていきますと、相当な失敗があるように思ひますが、いままで海外開発をやつてきた実績として、現在まで総件数でどれだけあつたか、そのうち成功は何件あつたか、失敗は何件あつたか、そのデータをお聞きしたいと思ひます。

○西角政府委員 昭和二十八年から四十一年度にかけては、わが国の企業が海外で探鉱並びに開発に着手しました鉱山数は七十ございまして、これに對する資金投入は合計二百四十五億円でございまして、この七十鉱山は、主としてカナダ並びに

フィリピンが大部分を占めておりますが、このほか南米諸国にいたしまして、ボリビア、チリ、ペルーの三国がこれに続いている次第でございます。このような探鉱、開発の成果をいたしまして、四十二年度におきまして九万四千トンの銅分の輸入を確保いたしました。わが国総輸入の四分の一はこれら探鉱、開発事業の成果として、安定的な供給源により供給される結果になっております。

○近江委員 この九万四千トンという数字はわかるのですが、七十件のうち実際に成功したのは何件であったか、失敗したのは何件であったか、この点を聞いています。

○両角政府委員 融資につきましては、融資買鉱形式をとりますために、成功、不成功の分類は不可能でございますが、探鉱につきましては、三十五鉱山の計画をいたしまして六鉱山の探鉱に成功いたしましたということになっております。

○近江委員 この探鉱につきまして、リスクが非常に伴うことはよくわかるわけであります。いまこの三十五対六というデータを見てまいりますと、これは一体なぜこのような成功率であったか。リスクの多いことはわかりますが、あまりにも成功率が少ない。その点について通産省としてどういう見解をとっておりますか。なぜこのように成功率が低かったか、その点をお聞きしたいと思います。

○両角政府委員 海外探鉱が必ずしも所期の成果をおさめなかったという点は、今日までのわが国の海外開発方式それ自体に幾つかの原因があるかと思ひます。その第一は、やはり基礎的な調査あるいは一般的な情報、資料の収集という探鉱に着手する前の前段階の用意という点においてやや欠けることがあったという点が第一点でございます。第二点は、たまたま海外で取得いたしました探鉱対象になる鉱区が、外国企業等がすでに放棄をいたしましたものであるとか、あるいは当該国からオファーをされたものであるとかいったものに片寄りましたきらいもなきにしもあらずという

点で、成功率が比較的良かったということもあらうかと思ひます。第三は、やはり資金的な不足でございまして、大規模な探鉱あるいは大規模な基礎調査というものを行ないましたために、なお十分な資金手当てがなされなかったという点もあらうかと思ひます。さらには、従来の探鉱において探鉱期間というものが比較的相手国政府との間において限定を受けまして、一、二年の短期の間には所期の成果をおさめるといふこともなかなか困難であったという、かような事情も働いたと考へられます。これらを総合いたしまして今日までの成果が必ずしも思ひきれいなものではなかったという点について説明できるのではないかと考へます。

○近江委員 私は局長の答弁は非常に率直な答弁であつたと思ひます。實際探鉱の状況を聞いていきますと、綿密な調査が必要である、そういう点で期間的にも非常に短かつたとか、いろいろいま三つのそういう原因を述べられたわけでありまして、先進諸国のケースを見ていきますと、十年、十五年とやはりそこに滞在している。その国の人間になり切つて、あらゆるそういう事情もよく知つておる。その上でなおかつ高度の技術を持つて綿密な調査をした上で探鉱にかかつておる。日本の場合にはほんとにわずかな期間をもつて飛びつく。そういう点で初めからだめだとかわかつておるようなこともやはりしているわけですね。そういう政府のいままでの助成、これは全部国民の血税であります。そういう危険度の高いことはわかりながらやらなければならぬ、そういう状態に追い込んでいったのは一体だれの責任か。これは全部政府の責任です。通産省からいただいておるこのパンフレットにも、探鉱、開発がなぜ必要か、そういうことについては政府としても当然過ぎるほどわかっているにせう。しかしながら、現実にはその対策がとれなかった。それは政府の積極的な姿勢がなかったという結果と私は思ふのです。特にフィリピンあるいはカナダとおっしゃつたわけでありまして、フィリピンなどはアメリカがもう十年、二十年、ずっとあらゆる綿密な調査をし

た上で開発に乗り出してきておるわけでありまして。こういう点、非常に政府としての反省を私は求めるわけですね。気がついたからいまからやろうというのではなくして、やはりそこに深刻な反省をした上で、はらがまえをした上で、さらに一歩を進めていかなければならない、私はこう思ふわけですね。今後積極的な開発をしていくと考へても、日本の資源というものは、専門家に聞きますと、確かにまだたくさんあるそうでありまして、しかしながら、早急にその需要を満たすだけの開発というものはなかなかたいへんな問題です。したがつて、どうしても海外依存というものは、これは工業の急激な上昇に伴つて大量のものをやり入れていかなければならぬ。そうなるにつれて、乗り出していく場合でももう足元に火がついているわけですね。いまから綿密な調査をしますと言つたつて、実際に早く開発をしていかなければならぬ。あせり、あせり、あせりの状態で開発を進めていかなければならぬ。そういう点でございます。こゝろは過去の失敗のデータを見ていきますと、私はさらにその失敗度というものは件数に比例して増大していくと思ふのです。そういう点に対して政府としてどのように考へていらっしゃるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○両角政府委員 これまでの海外探鉱の実績にかんがみまして、将来のわが国の海外鉱物資源の開発は、より効率的に、より成功率の高い仕組みで推進をされる必要があるという点につきましては、全く御指摘のとおりと存じます。さういふ趣旨で今回事業団法の改正をお願いしております。要するに、これまで失敗をいたした原因を一つ一つ手当てをしてまいりたいというのがその趣旨になつておりました。海外の開発におきましては、きわめて優勢な外国企業と競争をしていかなければなりませんので、わが国企業が外国企業と競争を行なっていく上で、その力の差をできるだけ政府の助成策によつて補いたいということがその眼目になつております。したがらしまして、基礎調査の充実あるいは事業団によりまする基礎

的な地層調査あるいは資金的な援助といったものを経済協力ワグの中で強力に推進をしてまいりまして、わが国企業の成功率を高めたというものが私どもの念願でございます。

○近江委員 資源につきましては非鉄金属、銅、鉛、亜鉛等が主になるのではないかと、このように思ふわけでありまして、たとえば銅について見ていきますと、四十三年から四十九年度の七年間で総計一千六百億、このように大体の見当をしていらっしゃるわけでありまして、今年度の所要額を見ていきますと、基礎的調査費三億円、探鉱費五億円、開発費八十一億円とこのように出ておるわけですね。この千六百億という資金をどういう計画で考へていらっしゃるのですか。

○両角政府委員 海外開発の長期目標、長期計画という点につきましては、銅につきまして一つの計画を立てておりましたが、昭和五十年年度の銅の需要予測が百一十トンということになっておりまして、このうち現在までわが国が開発をしたもの、あるいは長期契約を行なつておるもの、あるいは国内鉱から生産されるもの等々が五十八万二千トンございまして、残りの四十三万四千トン、これが昭和五十年年度を考へますときに、われわれにとりまして供給不安定な、しかも確保しなければならぬ数量ということに相なつておるわけでございます。したがらしまして、この四十三万トンを五十年年度までに、一つは探鉱開発によりまして半分を確保いたしたい、他の半分は融資買鉱によりまして確保いたしたい、こういうことでただいまお話をいたさしました一千六百億円の計画を作成いたした次第でございます。

○近江委員 私は、その計画をしたのはいいけれども、政府としてこの千六百億に対してどういふような資金計画を立てているか、それを聞きたいわけですね。

○両角政府委員 御承知のように、海外開発にあたりましては、各種の資金の方策が必要でございまして、その第一は、企業自体によります資金調達でございます。この点につきましては、すでに

減耗除制度というものが設けられておりまして、特に鉱山業界に対しては厚い税法上の恩典が加えられまして、再投資の資金の確保というために万全を期しておる次第でございます。

次に、政府関係金融機関といたしまして、輸出入銀行並びに経済協力基金がこれら海外探鉱開発のための資金投入に応じ得る姿勢をとっておる次第でございます。

第三に、御案内のように今回の事業団法の改正をお願いいたしまして、事業団自体によりまする融資並びに事業団によりまする基礎調査の実施という面から、資金的な補完を行なつてまいりたい、かように考えております。

なおこのほか政府関係一般予算の面におきましても、調査費あるいはその他の補助金といったもので資金的な援助を行なつてまいる次第でございます。

○近江委員 まあいろいろなそうした金融機関等の出資があるようですが、特に通産省として直接関係があるのはこうした事業団等の問題ではないかと思ふのです。ところが、この事業団の本年度海外探鉱融資が一億円計上されておるわけですが、しかしながら、最近の状態を見てもいいますと、非常に規模が大きくなつてきている。したがって、探鉱費においても年間数億あるいは十数億かかるのではないかと、このようにも言われておるわけですが、ところが政府としては一億円、これでは、これだけ多額な資金が要り、積極的に進めていくといつても、結局実行が伴つてない。一億円ではたしてどれだけの効果的な促進ができるか。この点をお聞きしたいわけですが、また海外における地質構造調査の補助金も四十三年度予算では一億二千万円余りでありました。このような状態で政府は海外資源確保に真剣に取組んでおるのか、そういう問題になつてくるわけですが、非常に疑わしい。

今後業務を継続的に計画的に遂行していくために必要な資金、これを十分政府で手当てをしななければならない、私はこのように思ふわけですが、言つてゐることと実行が違ふ。この点に私は大きな不満

と、一体今後どうするのか、そういう気持ちを持つわけですが、どう考えているのですか。

○西角政府委員 四十三年度の必要探鉱資金の調達につきましては、二つのルートを考えております。一つは、先進国であるカナダ、オーストラリアに対する探鉱費の融資でございます。これにつきましては、ただいまお示しをいたさしました事業団の一億円の融資というに相なりまして、これは、おおむね半額の融資ということでございます。探鉱計画としては二億円を事業団としてはカバーできるわけでございます。現在大体先進国に対する四十三年度中の探鉱計画は、四、五億円という規模でございます。そのうち相当部分が事業団の融資対象としてカバーされ得ることに相なつておるわけでございます。また、これと並行しまして、経済協力基金が後進国に対する探鉱融資というものを検討いたしております。その資金面におきましては十億円程度のものが、おそろく必要になつてまいらうかと思ひますが、これにつきましても、その確保につきましても万全の対策を講じたいと考えております。

○近江委員 万全の対策というものは、具体的にどういうことであるかという問題になつてくるわけでありまして、政府が積極的に推進をしていく、その決意がいけるわけでありまして、日本の今後のそういう資源確保という点から、これは必ずひとつ強力な実行をしていただきたい。この点を特に要望しておきます。

次に、技術者の問題であります。業界に聞いてみますと、圧倒的に技術者が不足しておる。最近のそういう鉱山技術というものは、急速な進歩をしておる。それに追いつき、なお山を乗り越えて企業を引っぱつていく、それだけの實力のある技術者というものが非常に不足しておる。こういう問題があるわけですが、最近の技術者の分布状態を見ていきますと、鉱山会社はこれはもう当然であります。商事会社あるいは建設会社、官庁あるいは大学の研究室、各研究所、こういうところに非常に多岐にわたつておる。ところが大学の

卒業生はどれだけあるか。全く微々たる状態でありまして、何と云つたつて、一切の事業を進めていくのはこれは人です。そういう技術者の養成等について、政府として一体どう考えているのか。幾らこうやります、ああやりますと言つたつて、人がなければどうしようもない。日本が優秀な技術を持つ、この技術を生み出すのは人です。それによつて、さらに海外の探鉱においても開発においても、優秀なところに政府からいろいろな話があるのも当然であります。こういう点で、私は人の不足ということを非常に心配するわけです。どうにかこの人材養成というのを考えていらいらうのか、基本的なひとつ述べてもらいたいと思ふ。

○西角政府委員 鉱山技術者の不足といった問題は、確かに今後のわが国の内外にわたりまする資源開発を進めてまいります際に、きわめて重要な、かつ深刻な問題であらうかと思ひます。これに対処いたしましたは、すでに各大学において設けられました鉱山学科というのにおきまして定数の増大、あるいはこれから鉱山会社あるいは地質調査所等々、専門的な企業、調査部門への人材の確保という点につきましても、文部当局とも十分協力をいたしまして、積極的に進めてまいりたいと考えております。われわれとしましては、地質調査所あるいは鉱山各社におけるこれら技術者の再訓練、再養成といった面にも十分重点をかけたして、現実の内外の資源開発にあつて有能な力を発揮できるような体制というものを常時心がけてまいりたいと考えております。

○近江委員 私は、昔のことばかり言うのはいやであります。それじゃ文部当局ともどの程度の話し合いをしてきたか、あるいはその質の向上にいても、地質調査所等の人々にもさらに技術を高めていく、なるほど私はけっこうだと思ひます。しかし、根本的なそういう養成という点からいいますと、地質調査所はあくまで大学なりあるいはその専門機関を終えてそこに入つてくるわけですが、根本のやはり養成という点において、

いままでも当然こういう状態になるということはわかつておるわけですが、それについてどのような関係当局と話し合いをしてきたか。そういう点から考えて一貫した人材養成のそういう計画はできなかったか。何でもかんでも足元に火がついてからでないとできない。海外開発だつてどうの昔にそういうことはわかつておる。人材の養成にいたつてそうです。いまごろになつてあつてそれだけの人が育ちますか。私は、そういう点で政府がもっと先を見たと手をつけていく、そういう態度がなければ、いまはこゝまで来たか知りませんが、これからは格段にその底の浅さというものは差がついてくるように思ひます。こういう点で、これはほんとうに緊急に手当てをしななければならぬ問題です。そういう点で一貫した人材育成の計画をひとつ示してもらいたいと思ふ。そうしないと、これは安心できません。

○西角政府委員 たいへん的確な御指摘でございます。大学側としましては、わが国の鉱山業界は、大学側ときわめて密接な関係を歴史的に持つておる業界でございます。大学の専門の先生方と鉱山業界の技術担当の方々は常時緊密な意見の交流をはかつてまいつておる、さういふ特殊な業界でございます。したがって、鉱山業界の技術者に対する需要というものは、日本鉱業会という学会の交流を通じて常時大学側に伝えられて、大学側もこれを受けまして優秀な人材を鉱山会社に送り込むようそれぞれ努力をしていただいております。なほ、今後とも計画にかよふ人材の確保をはかるといふ御指摘につきましましては、われわれもこれら学会の皆さま方の御意見も伺ひまして努力をいたすつもりでございます。

○近江委員 大学側にいろいろと密接な関係がある、それは確かに私はそのとおりだと思ふのです。だけれども、個々の大学でそれだけのワケを広げるとか、そういうことはできるものじゃないわけですが、これはもう一段上の政治の面で解決しなければならぬ。そういう点で文部当局ともそ

ういふ一貫した計画の話し合いがあったかという
ことを聞いておるのです。大学がこういふことを
をやったって、わずかな増員しかできないだろう
し、やりたいといつても、これは結局政治の問題
になつてくるわけです。その点のことを私は聞い
ておるわけです。今後文部当局とどういふ話し合
いをしていくか、それを聞きたい。それはあなた
がおつしやるのとおりできるかできないか知りませ
んが、あなた自身はどのような具体的なそういう
計画を持っていらっしゃるか。これを聞いておる
わけです。

○藤井政府委員 昨今の人手不足というのは、御案内のとおりあらゆる分野に深刻な問題として提起されております。ただいま御指摘の点は、しごくごくもつともな御意見でございますが、いま局長からお答えをいたしましたように、鉱業界というのが、いまのところ大学当局とは歴史的に密着をしておいて人材の確保につとめてきた、こういうことでございますけれども、もう一步掘り下げて、いわゆる各職域における人材、特に技能者の養成をどうするか、こういうことは、いわゆる国の文教政策の基本でなければならぬ、このように思うわけでございます。御趣旨は十分そのとおりでございます。まして、今後御発言の意を体して人材の確保、特に今後伸ばしていかなければならない産業に、それぞれ限られた人材であります人間の数はだんだん少なくなつてきておるわけでありますから、適正な配置を文教政策の面において根本的に考へるべき重大な段階である、こういうように考えます。

○近江委員　それから、この前参考人の方にちよつとお聞きしたのですが、国内資源にも限度がある、そういうわけで、これからはどんどん積極的に海外開発というところに目が向いていく、そしてつらまく海外開発が成功していく、そうなつてくると、当然、品位もいいし、いろんな点においてメリットも高いわけでありますから、どんどん輸入に仰いでいく。そうなつてきますと、それだけでなく、特に国内は中小鉱山が多いわけであ

りますし、忘れられた存在になる、この点を非常に心配するわけです。やはり国内の鉱山があつて初めてそこで技術も養成されるし、そういう点で国内の開発ということも、私は非常に大事な問題だと思ふのです。この点を局長からじかに聞いておらなかったものですから、局長にお聞きしたいと思ひます。

○西角政府委員　御指摘のとおり、国内資源の開発ということとは、今後ともわが国鉱業に課せられ、たきわめて重要な課題でございます。私どもは、日本の鉱産物の長期にわたります安定供給体制というものを確保する最大の眼目は、いかにして自給度を高めていくか、安定供給源をいかにして確保していくかということではないかと考えます。この場合、自給度を高める最大のよりどころは国内資源の開発にあるということは申すまでもございません。この国内資源の開発と海外における自主開発、この二つを合わせました自給度の向上をはかってまいるということが鉱業政策の課題でございます。まして、車の両輪として内外の開発を進めてまいりたい、かように存じております。

○近江委員 福島県の小名浜製鍊所、これは東洋一ともいわれておるわけでありますが、今後の海外開発を考えていきますと、確かに製鍊所等も、規模も大きくし、さらに内容もよくしなければならぬ、こういう方向はわかるわけです。しかし肝心の国内の開発という点が手薄い、要するに最高の立場におられる皆さん方の目がそこに届かなない、薄くなるのじゃないか、こういう懸念をしておったわけですが、いま局長の答弁を聞きまして、積極的にやつていかれる、私もその点はわかたつたわけであります。

そこで、昨年の中東の紛争、あのときに石油がストップしたわけですが、これから海外開発をやっていくと、やはりそういうようなことも考えられるわけです。そういう点で、私は、分散化ということも非常に大事な問題になってくる。そういう点で、海外開発の現在の計画、基本的にどのように考えていらっしゃるか。その点を一点

お聞きしておきたいと思うのです。

○西角政府委員　海外鉱山資源の安定供給をはかるためには、やはり分散化が必要であるという点につきましては、まことに御指摘のとおりでございます。さような意味で、現在わが国が海外開発に目を向けております地点は、第一がカナダでございます。また第二が南米地区でございます。第三がフィリピン等々の東南アジアでございます。第四が世界的な銅の優秀鉱床のございますアフリカのコンゴ地帯でございます。これらはいずれもそれぞれ分散をいたしておりますとともに、同地的な動乱によってわが国に対する供給が大幅に擾乱される要素のない地点ということで、われわれとしては適当な計画ではなからうかと存じておる次第でございます。

○近江委員 次に、国内の問題にもう少し入ってみたいと思うのですが、鉱山のほとんどは中小鉱山になるわけですが、やはり一番悩んでおられるのは資金の問題、それから技術者、それから労働力の問題ではなからうかと思うわけですけれども、技術者のことについては、先ほども聞いたわけでありますから、これはいいとして、この資金、それから労働力の問題でちょっとお聞きしたいと思うのです。この鉱山局から出していらっしゃる資料を見ますと、事業団の融資対象になる企業、これは大企業ですね、十三社九十一鉱山、そのうち四十二年度に融資を受けた企業が十社六十九鉱山となっているわけです。それに対して融資の対象にならない中小企業、これについては、

非鉄金屬で見えていますと、百三十三社百八十三鉱山、主体鉱山のみであります。数字が若干あななたのほうと違うかも知れませんが、そのうち中小鉱山が受けておるのは新鉱床探査補助金、これだけの百三十三社のうち、交付を受けておる企業は四十七社五十五鉱山、わずか三五%にしかすぎない。中小鉱業が毎年新鉱床探査のために投入する費用というものは相当な額に達しておる。四十三年度においても昨年と同じく四億一千六百万円しか計上していない。ですから、せつかくそうい

うままだまだ国内の有望な資源を持っていないが、資金力の不足のために十分な探鉱もできないでおるといふのが実情ではないかと思うのです。こうした点を考えると、国内のそういう開発も積極的に行つていくといふながら、これは横ばいの状態です。政府のやり方のまずいために、最近の物価の高騰は国民が一番困つてゐる問題であります。昨年と同じ額を計上したといつても、物価の上昇を考えると、それは低下している。積極的にやられるといつても、この数字を見えますと、実情は何も積極的に行つていない。この点、口では積極的に行つてと言つてはおりますけれども、今後中小鉱山に対して抜本的にどういふ対策をとつていくか、それをひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○西角政府委員　中ノ小鉢山に対しまして、大鉢山に対するとともに、きわめて積極的な助成を資金的にも与えるべきであるという点は、私どももさように考えております。すでに御案内のとおり、今日まで新鉢床探査補助金という制度によりまして、三十八年度から四十二年度に約十六億円の補助金を交付いたしましたして、延べ八百八十一中小鉢山を対象にいたしてまいっております。これは中小鉢山が全国で約一千といわれておりますので、ほとんどその九割近くが延べ数にして補助対象に相なったわけでございます。しかしながら、ただいまお話のございましたように、補助単価でありますとかあるいは補助金の絶対額でありますとか、こういう点になお拡充すべき余地があるの

ではないかという点は、私どももまことに同感でございまして、今後とも資金の拡充並びに補助単価の引き上げ等々、補助の内容の改善につぎまして、われわれとしても全力をあげて努力をいたしたいと考えます。

○近江委員 若干数字が食い違ったようであります、私のは銅、鉛、亜鉛の分野に限って申し上げたわけでありませう。

補助単価を引き上げる、このように言われたわけでありませうが、現在水平坑道で七千円、三千円

以上掘り下げで一万円、試験で二千五百円、も
らったデータではこう出ているわけでありま
す、実際に業界に聞いてみますと、全然話にな
らない低い額である。補助金の比率というものは五
〇％ということになっておられるわけでありま
すが、しかしながら五〇％などとはとてもいかに
ない。なぜそういう食い違いが出てくるか。政府の
ほうでは五〇％だという。しかし実際は、目に見
えないいろいろな経費も加算されてくる。そ
ういふ点からいくと非常にこのパーセント
が下がってくる。ですからこの点、いま補助金
を引き上げると言われましたけれども、どのくら
いの線を考えていらっしゃるのですか。そのとお
りにはいかないにしても、現実の問題を見て、
じゃ具体的にどの辺までその単価を引き上げてい
くのか、その点をお聞きしたいと思います。

○両角政府委員 補助率は五〇％ということであ
ります。その補助限度をいましては、四十
三年度から一律に割を引き上げて、坑道
水平掘りにつきましては従来六千四百円であ
りましたものを六千六百円、また下に掘ってま
いります坑道につきましては従来九千四百円
のものを九千九百円、ボーリングにつきま
してはメーター当たり一千五百円を一千六
百五十円にそれぞれ引き上げておられるわけ
であります。しかしながら、なお場所によ
りましては、実際の単価がこれを上回ることも
あるかと存じますが、そのような場合には結
果的に補助率が五〇％を切ることも起こり得
ると思っております。今後ともさような点に
つきましてはおおしう補助率の改善に努力を
してまいりたい、かように存じております。

○近江委員 それから、中小企業には補助金の制
度があるわけですが、先ほどの融資対象に
しても、わずかにさういふようなパーセントしか出
ていない、あるいは単価の問題にしてもさうい
う貧弱な状態である。さういふ点から考えま
すと、資金手当てというものは非常に大きな問題にな
って来るわけですね。さういふ点でこの事業団は大企業
だけを対象にしている。しかし中小企業も対象に

する意思はないか、この点をひとつお聞きしたい
と思っております。またそれが不可能となった場合
に、それでは新たにどういふような資金手当てを
政府として考えているか、この点をひとつお聞き
したいと思います。

○両角政府委員 御承知のように、中小企業は鉄
山の場合におきましては一山一社という経営が多
いために、これに対する融資というものが、大企業で複
数の鉄山を経営している場合に比べては高
いという意味で、融資よりは補助という形が適
当であろうというところで、今日まで新鉄床探査補
助金制度をとってまいっておる次第でございます。
しかしながら、一律にこれを資本金五千万、
従業員一千人以下ということで切っております
が、中には融資を受けられる適格なものもあ
ると思っております。またさういふ、将来成長してま
いって新たに事業団の融資対象に堂々となり得る
ような企業も出てまいるかと思っております。このよ
うな中小企業に対する事業団の弾力的な活用と
いうことにつきましては、中小企業鉄山の現
状に即しまして、われわれとしては前向きに考
えてまいりたいと存じております。

○近江委員 もうひとつ具体性が乏しかったわけ
であります。そこでこの事業団の融資状況を
見ていきたいと思います。日東金属工業、中外鉄業、大日
本鉄業、これが四十年から融資を受けていない。
その五千円、一千人の大企業という資格に欠けて
おるのではないかと。しかし企業の合理化とい
う点から考えていけば、さらに近代化をはか
つていけば、人員がやはりそこで適切な人
員になってくる。さうするとそれは逆行する
ように私は思っております。これはなぜ融資
をしなかったのですか。これは理事長にお
聞きします。

○加賀山参考人 事業団が発足の当時に融資を受
けていた企業で、それ以後受ける資格がなくな
ったという企業は、いま御指摘の三社あると思
います。しかし大体この方は現在新鉄床探査補助金の
ほうでこれは補助金として受けておられます。そ

の額は大日本鉄業が千六百十三万円、中外鉄業が
千五百万円、日東金属工業が千五百七十五万円、
さういふことになっておられて、これらの会社
は実際のところたゞいままであまり経理状況は
よろしいというほうではございませんので、むし
ろ会社としては補助金を受けたほうがよかったの
ではないか、さういふふうに考えております。

○近江委員 今後の企業の合理化等考えていきま
すと、やはりこれは問題があると思っております。
ですから、たとえば資本金あるいは労働者、従業
員、どちらかの資格に合えば事業団としても融資
をしていく。私の気持ちは、中小鉄山に最大のウ
エートをかけて融資あるいは補助金を適用してい
く、これは当然であります。要するに、大企業
といつてもちやんと中小企業との線が何かあ
いまいのようには思っております。現状から考
えまして、この辺のあいまいなところに対する
施策——当然大企業はぐんぐん伸ばしてい
かなければならぬ。この辺のあいまいなところ
をどのようにして政府として考えていらっしゃる
か。この点ひとつ局長にお聞きしたいと思います。

○両角政府委員 現在、中小企業と大企業の一
線は、資本金五千万円、従業員一千名で引
いておられるわけですが、融資によるべきかある
いは補助金によるべきかというところは、一
応の区分の基準としていただいております。さ
ういふ線では、一応の区分の基準としていただ
いております。しかしながら、企業の経営の現
状からいいますと、補助金制度よりも融資が必
要である、しかもそれを受ける企業側の現
状が、中小企業でありましても、なお相当の
償還力があるといつたようなケースについて
は、弾力的に検討する余地があるかと思
っております。

○近江委員 そのところがあるまいのようには思
います。その点をさらに掘り下げて検討して
いただきたいと思います。この点を要望してお
きます。
それから、最近発表された中小企業白書にお
いても、労働力の不足ということが全企業にわた
つておられるわけがあります。しかしながら、
この鉄業関係は非常に顕著にあるように思
われます。この点

現実問題として鉄山に対する労働対策、これをど
のように考えていらっしゃるか。この点をお聞
きたいと思っております。

○両角政府委員 鉄山労働者対策というものは現
在きわめて重要な問題でございます。これにつ
きましては、鉄業審議会の中で労働関係専門に
検討していただきます分科会を設けて、あ
らゆる角度から鉄山労働者に対する雇用問題
を御検討願っております。その中で特に問
題なのは若年労働者の確保ということござい
ます。この確保対策をいたしまして、労働環境
の整備あるいは雇用条件の改善、その他鉄山
経営における労働者確保のための付帯的な
施策について、当分科会の意見を十分尊重し
ながら、今後とも各社に対する要望をいた
してまいりたいと思っております。

○近江委員 大体私はこの審議会自体に問題があ
ると思っております。何でもかんでも審議会
にお願いしてあるから、これは私は政府の
逃げ口上だと思っております。その審議会
から意見を聞いて、さうして鉄山局として、
政府としてどのように労働者に働きかけ、
対象策をとっているか。審議会が隔れ
のみのに……。環境整備をしたりする、
これはどんな企業にとつても大事なことで
あります。それにはどうすればよいのか、
それを考えていくのが政府じゃないで
すか。さういふ点で審議会にただまかし
きりである、さういふ態度は私は非常に不
満であります。鉄山局長として具体的に
それじゃ今後どう進めていくか、もう少
し突っ込んで対策をひとつ聞きたいと思
います。

○両角政府委員 雇用問題につきましては労働省と
私どもが常時連絡をとって措置いたして
おります。点は二つに分かれております。
その第一は、鉄山経営の合理化に伴
いまして、その雇職者対策をどうする
かという一面でございます。これにつ
きましては、すでに労働省もしくは雇用
促進事業団と協力しまして、広域職業紹介
あるいは職業訓練、あ

るいは移転資金に關する補助ないしは雇用奨励金の交付、あるいは住宅確保奨励金の交付等々の各方面にわたつて、労働省、雇用促進事業団、通産省との連絡をとりつつ実施を進めてまいつておる次第であります。また先ほど申しました今後の新規の労働力の確保という点につきましては、一般的に雇用条件の改善の問題といたしましては、労働省を中心に、いわゆる職業紹介、職業訓練あるいは職業資格制度の検討といったような各般の施策につきまして、具体的に労働省に推進をお願いしておる、こういうことになっておるわけでございます。

○近江委員 時間があまりないようでありまして、できるだけまとめて聞きたいと思つておる。

今後の鉱物資源開発の方向であります。まず技術的な問題であります。大体国内の状態を見ていきますと、地表面のものは大体掌握しておるのではない、このように思ふわけですが、これから要するに深層部のそういう探索をしていく、こういう方向に持つていかなければならぬ、私はこのように思ふわけですが、そういう点で、いま深層部の調査についても民間にほとんどまかされておるけれども、深層部のそういう調査についてはこれは積極的な国がやつていかなければならぬ、私はこう思ふ。この点において局長としてどのようにならぬか、まずこの点をお聞きしたいと思ふ。

○商工政府委員 ただいまお話をいただきましたように、わが国の鉱物資源でなお発見が有望視されますものは今後は深層部に移つていくであらうということでございます。これにつきましては、金属鉱物探査事業団によりまする広域調査、基礎調査あるいは企業探査、それぞれの段階において従来以上に深層部のボーリングというもののにも努力をいたしておる次第でございます。

○近江委員 それから私が聞きたかつたのは、その深層部の調査ということになりますと、これは高度な技術が要るわけでありまして、いろいろな点で民間会社だけでは非常に大きな差も出てくる

し、さらに日本の隠れた資源開発の上からいって、これは国策として政府が積極的に乗り出すべきである、私はこう思ふのです。政府としてこれにどのように入り出していか、その点をもう少し突つ込んで聞きたいと思ふわけですが、

○商工政府委員 深層部のボーリングにつきましては、国の助成ということでございますが、御案内のように、探査に対する国の助成は広域調査、精密調査という二段階でいわゆる鉱床賦存の可能性をばらばらといたしまして、援助をばらばらといたしまして、したがって、深く掘るわけでございます。したがって、深く掘るということも、広域並びに精密段階においてやります。その要請に応じたボーリングを行なうわけでありまして、それを受けて立つ企業段階がさらにそれに對して深く掘るということ、やはり企業責任において行なつていただく。その場合、何と申しますか、鉱床賦存の可能性は政府の助成によつて高くなっておる、それによつて政府がいよいよ民間に対する援助、協力を進めておる、こういう仕組みを今後とも続けてまいりたいと思ふ。

○近江委員 あなたの方の姿勢はわかつたのでありますが、いままでは政府がじかに地表面のそういう広域、精密な調査をしてきた、これからの段階は深層部に至つて政府としても調査を進めていかなければならぬ、この点を私は言うわけですが、ですから、これはひとつ課題として、また何かの機会にお聞きしたいと思ふので、この点よく研究してもらいたいと思ふので。

もう一つは、最近海底資源の開発ということが非常に大きくクローズアップされております。最近科学技術特別委員会でも局長にお聞きしたわけですが、石油の問題ですね。現実に外国系の資本が入つてきておる。六十億という巨額の金をもつて開発をしていく、調査をしていく、こういう段階にまで進んでいるわけですが、ところが、あつたときに申し上げたように、わが国の海底資源開発に対する対策というものは、何らできてないといつても私は過言ではないと思ふのです。

そういう点で資源の調査等においてもまだまだ十分でない。こういう点で、これからは世界各國も全部海底資源というものに、一斉に目が向けられておる。その海底資源の開発、さらに調査、その問題を鉱山局としてどのように考えていらつしやるのか、そのところをお聞きしたいと思ふ。

○商工政府委員 海底資源の開発は、特にわが国のように陸上におきまして資源の乏しい国におきましては、きわめて大きな希望の託せる分野であらうかと思ふ。さうな方面で、石油等におきましては、すでに活発な海底油田探査が行なわれつつあるわけでありまして、また金属鉱業の面におきましては、今日まで、砂鉄の分野におきましては青森、千葉、鹿児島、諸県におきましてすでに海底ボーリング等を行なつて、一応の成果をおさめておる次第でございます。しかし今後とも海底資源の開発は、国全体の仕事といたしまして、科学技術庁の海洋開発の計画に對しては、積極的に推進をいたしたいと存じております。石油のみならず金属鉱物につきましても、たとえばマングランといったような豊富な海底の賦存が伝えられております。鉱種につきましても、大いにその開発を可能ならしめるよう研究に取りかかつていくべきものであると考えております。

○近江委員 もう時間がありませんから、最後に一間だけ。産金対策のことはいろいろと問題になつたわけでありまして、昨年の産金等対策小委員会ではいろいろと意見が出たわけでありまして、それに対して政府として対策をとるということでしたが、長期的にどういふ計画を立てていくのか、

○商工政府委員 長期的な産金対策ということ、現在わが国で認められております六百六十円グラム当たりのコストにたえ得るような金山の再開を行ないたい、この再開に必要な探査資金、特に坑道掘進等の資金を援助いたしてまいりたい、こういう計画を立てまして、その結果、わが国としては将来十グラム品位で二百七十トン程度の金の採掘が可能になるであらう、かようなも

くろみを立てたわけでございます。○近江委員 それで、この数年後の計画として十億円くらいの手当てをしよ、こういう考えがあつたように私は聞いておりますが、今年度は一千万しかつてない。こういう問題にしても、補助金をあけてやつていきますといつても、現実によつておることはそういうふうな対策しかとつてない。言うこととやることと違ふのです。ですから、言うだけではなくして、実際にそれを手がけていかなければならぬ。非常にそういう点が私には不満に思ふわけですが、現在これだけ金の問題が世界的にもクローズアップされておる。はたしてそういうふうな貧弱な体制でいいのかどうか。この点をさらに一度考え直す必要があるのではないか。このことを私は局長にもう一度お聞きしたいと思ふ。

○商工政府委員 金山の再開長期計画におきましては、一応総資金四千八百億というのを計上をいたしまして、その資金の確保対策を検討いたしたわけでございますが、ただいまお話のございました一千万円は、その計画の中における国が担当すべき基礎調査の部門に對する四十三年度の計上分でございます。ひとまずこの一千万円の基礎調査によりまして、今後の金山再開の具体的な地点をしぼり、また具体的な可能性を確認するということをお願いをいたしておる次第でございます。しかしながら、これら四千八百億円の資金の大部分は、一般会計の問題ではなくして、より弾力的な資金繰出の方法を検討いたしたいというところで、種々大蔵省とも相談をいたしておる次第でございますが、御承知のように、昨今におきまして、今後の推移を見きわめまして、具体的な施策並びに計画に取りかかりたいと考えております。

○近江委員 その四十八億と十億の違いについては年度のとり方の違いと私は思ふのですが、しかしいづれにしても、あれだけ産金対策小委員会では金の問題が重要視された。それは民間に仰いでいけばいいんだ、それは確かに民間も積極的なそ

いう体制は私は大事だと思います。しかし何といつても母体になるのは政府です。力を入れるといひながら一千万円で何ができますか。ですからそういう点で非常に私は手ぬるいと思うのです。そういう点で、一千万に今後どれだけ上積みをしてさらにおっしゃったことを実現化していくか、その点を私はもう一歩聞きたいと思うのです。

○兩角政府委員 金山の基礎調査費が一千万円では十分ではないという点は、私も今後とも明年度以降予算的な充実につきましては格段の努力を払いたいと考えております。

○近江委員 これは押し問答になりますから、これでやめますが、いずれにしても、そういう実施段階が非常に手ぬるい。考えてみれば、なるほど政府全体の予算がない、それで片づくかもしれない。しかしその中でいかに重点的に予算を獲得していくか、それはあなたの熱意じゃないですか。そういう点で、去年おっしゃったことは、私は、熱意がなかった、口だけでみんなに約束した、こう思われてもしかたがないと思うのです。それはいろいろな懸念条件があったことはわかります。そういう点で、いまおっしゃった来年度予算においても格段の配慮をするとおっしゃったことを必ずひとつ実行してもらいたい。そうでなければ、来年はこの点については私はもつと徹底的に局長——そのときに局長になつていくかわかりませんが、せなければ、次の局長に私は言います。だから政務次官も、その点を積極的に進めていくかどうか、最後にひとつお聞きしたいと思うのです。大蔵省にも聞きましょ。それから政務次官。

○熊田説明員 この産金対策につきましては、いろいろな考え方があるわけですが、私は、私どももいたしましては、現在一グラム六百六十円の国内価格、これは最近におきます金の国際価格と比較いたしましては相当割高でございまして、その点で実質的には相当な補助になつておるといふふうに考えておりますし、さらに従来から探鉱補助金として六千万円余りのものが出ております。四十三年度からはまた一千万円の地質調査

費というよりなものも追加に出される予定でございいます。こういうような状況を見ますと、これは他の産業に対します助成と比較いたしまして、金に対する助成は私はまさるとも劣らないものがあるのではないかとはいふに考えております。したがって、通産省でお考えのようなら、巨額の助成、しかもこれは輸入した金の差益の一部をもつて充てる、こういうような考え方は、他の産業との比較におきまして、助成としては厚きに過ぎるのではなからうかというふうに私は思はれておるわけでございます。

○近江委員 ちょっと政務次官の前に、そうだった局長と大蔵省が全然違ひますよ。そうではなしに手当てをしておる。局長は格段の配慮をします、ことはにおいて全然違ひますよ。向こうはこれでもういいと思つてゐるんだ。どうするのですか。ちよつと二人で言い合ひしてください。

○兩角政府委員 四十三年度につきましては、大蔵省と私どもとは、先ほど申し上げましたような考え方で、とりあえず一千万円の基礎調査費をお願いいたしまして、あわせて新鉱床探査その他の助成制度を金山に対して重点的に投入してまいりたい、こういうことでございしますが、なお金問題を含め、今後情勢の推移を見きわめながら適確な施策を講じてまいりたい、かように存じております。

○近江委員 政務次官。

○藤井政府委員 金対策については、御指摘のごとく、去年の十二月当委員会において御決議をいただいておりますので、その線に沿うて、通産省といたしましては、ことしの四十三年度予算で前向きに善処したつもりでございまして、金額においてははるほど一千万円の基礎調査費といふことでありますけれども、たびたび御指摘のようにより貴重な国民の血税を充てるというたてまえを忘れてはならない、こういうこともございまして、現在御承知のごとく金価格は固定をしております。

ますし、しかしながら所要のコストは人件費、原料、ずつと上がつておる。その板ばさみになつて経営不能におちいる鉱山がたゞさんある。重大問題でございまして、御指摘のごとくことは一千万円でスタートいたしましたけれども、御決議の線に沿うて、ひとつ文字どおり積極的にこれに努力をいたしたい。先ほど大蔵省の立場から輸入地金との差益金の問題について発言があったようでございますが、これは各役所役所によつて一つの考え方があり、まだ政府として結論を得てないというわけでございますので、いましばらくお時間をかりて十分調整してまいりたい。結論は、あくまで政府は一体であり、一本の線で御決議を尊重して善処していきたい、このように考えます。

○近江委員 これで終わります。一本の体制で進んでいくと言われたわけですが、この一事を通して、政府がいかに動脈硬化しているかといふことを私はまさきとここで見せてもらったわけですね。ひとつ大蔵省の強い、厚い壁を破つた大蔵省もこわい顔しないで、よくそのところをもう一度、政府としてほんとうに産金対策を重視しなければならぬ。ただ通産省だけがががが言つていてはしかたがない。これは政府内部で強力な調整をしていく必要がある。現実に六百六十円といつてもマイナスイメージがあるわけですね。いまやつていけないのが実情じゃないですか。こういう点でさらに、いま政務次官がおっしゃった一本化の線に沿つて、必ずそつと資金の手当て等において実現をしてみたい。この点を特に強く要望しまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小澤委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 まず冒頭にお願いしたいのは、大抵いふんな質疑も出尽くしたと思うのですが、きょう採決のあと、日本の鉱業政策の確立に関する決議というよりな形で強い要請をされるわけでありま。そこで、こういう決議に盛り込まれた諸政策並びに今日まで政府当局が意図されておること、これはいづれも金がなければならぬ問題でありま

す。きょうは国際金融局長もお願いしておいたのですが、御所用がございまして、課長さんが見えになつておりますが、私はひとつ簡単に聞きますから、真剣にお答えをいただかなければ本日の採決に加わらない、なお要すれば理事会に秘密会でも開きまして、大蔵省当局に来ていただきまして了承得なければ、この問題は絵にかいたものぢやないか、こういうふうに思ひますので、あらかじめそういうことを御承知の上、大蔵省のほうも言にくいこともあるかと思ひますけれども、新聞に出ておるくらいのことでは答弁をしていただかなければいかぬのじゃないか、こう思ひますので、よろしくお願いいたします。

さて、先般のロンドンにおきますドル防衛のための七カ国中央銀行の総裁会議であります、これによりまして、政府は直接金をロンドンその他の金市場でもって買わない、それから売りもしないといふことで、ドル不安を解消するためにお互いに協力を約束したわけでありま。なお、ストックホルムの十カ国蔵相会議でも、これに對して協力を請ふされ、それぞれそれに対して協力することを確約したわけでありま。この予算が通りましたものでありますから、予算についてけちをつけるわけでも何でもございせんが、十四トソと予定されておる輸入は現実に得るのかどうか、また行なうとするのかどうか、この点について通産省と大蔵省の見解をそれぞれ承りたい、かように思ひます。

○兩角政府委員 通産省といたしましては、四十三年度の金の需給状況から判断いたしまして、大蔵省当局に對しまして、少なくとも十四トソの輸入の中で十トソの払い下げをしていただくといふ旨をお願いする次第でございまして、

○熊田説明員 ワシントンにおきます金ブール会議あるいはストックホルムにおきます十カ国蔵相会議、こういうところで先ほど先生からお話のございましたように、今後の金の問題につきまして決定が行なわれたわけでございますが、この決定によりまして、わが国の四十三年度におきます十

四トンの輸入、これが何ら影響を受けるものとは私どもは思っておりません。したがって、十四トンは輸入する予定であります。

○玉置委員 お互いに協力を約束したことありますので、日本の政府がすることに何ら拘束を受けるとは思いません、それはそのとおりでありましょうけれども、世界通貨であるドルの価格を維持することが安定を来すという事は、これは貿易で立つておる日本としては至上命令に近いのではないかと。なるほどドルというものはフランス流に言えば世界の通貨であるとは見ることは間違いない、だといふ議論も考えられますけれども、当面ドル不安を解消しつつ世界がお互いの英知によって次の世界通貨という安定したものを生み出していかねばならない。しかしながら、当面は、ことにアメリカに非常に多くを依存しておる日本の経済の実態、貿易の実態から見れば、大蔵省当局のおっしゃるようなことは断じてでき得ないと思うのですが、通産政務次官から、経済を握っておる通産省としての見解をひとつ伺いたいと思うのです。

○藤井政府委員 たいへん重大な問題の御質問であります、いろいろ国際金融情勢と国際経済の繁栄、これは裏表でございまして、現在御案内のようなきわめて流動的な状態で、いまベトナム和平のきざしが出てきたところから、いわゆるドル防衛の一つの大きな曲がりかど、い方向に行く、こういうふうな政治的背景というものもそれに加わりまして問題の推移ということが見通しされるわけでございましょうから、現在の時点においては、先ほど大蔵省からも答弁がありましたように見通しの上に立つて通産省としても国際経済の流れを考え、それに沿うた産業政策、貿易政策、こういうものを考えるべきではないか、このように思うわけでございします。

○玉置委員 大蔵省の課長さんにお伺いしたいのですが、あなたは十四トンは買ひ得る、日本政府はそれに拘束されない、こういうように御返答がありました、課長さんの立場としてはそうしか返

答ができないのではないかと、いうように私もわかっておりますけれども、政府が直接買ひ、いままで日銀が大蔵省の指示によりましてロンドンの市場で購入しておったような状況、つまり十四トン買ひなというのでなしに、その他の民間会社あるいは為替銀行等のような手でこれを購入せざるを得ないようなことになる予定もかなり見込まれると思ひますが、どうでございしますか。

○熊田説明員 今後金の輸入を民間に行なわせるという考え方は一つの考え方はあろうかと思ひますが、これは産業用金に限定をされておるわけでございます。したがって、そういう意味合いにおきまして、何らワシントン会議の決定に反することはいふようなこともございせんし、またIMF協定四二条二項の趣旨にも反するものでないといふふうに私どもは考えております。

○玉置委員 そこで、新聞を見ましても、アメリカ並びに十カ国会議に出ましたオランダ、イタリアその他が、直接に政府が民間に地金を払い下げるといふようなこと、装飾用その他には一切ないとか、自分の国内でできた産金のみがある程度自由にできるとか、この三月一ぱいにいふん変えつつあることも事実なんです。そういうような点から、金の管理の政策が何らかの意味で国際協調していかねばならないようなことも検討する時期にきたのじゃないかと思ひますが、どうでございしますか。

○熊田説明員 この点につきましては、確かにワシントン会議のあと、アメリカ、イタリア等は、政府の民間からの金の買い上げというものを中止をいたしました。しかしながら、わが国は従来から国内の産業用金の買い上げはわずか五割しかやっておりません。その割合は非常に少のうございします。そういうような点から申しします、今回のワシントン会議の決定の精神と申ししますか、そういうようなものに今後五割の買い上げを続けていくということが何ら差しさわりのある

というふうには考えておらないわけでございします。

○玉置委員 最近私も耳にするのですが、齒医者さんに参りまして金歯を入れてくれと申しますと、そいだけばごかんべんいたしたい、治療はするけれども、というのがだいたい出てきておるに聞いております。御案内のとおり、日本の金の需要は二十八トンとして押えて、金山から産出する六トン、銅、鉛、亜鉛の精錬からできる十二トン、政府の輸入十四トンのうち十トン、合わせて二十八トンになります、お互いに公然の秘密になっておるのは、この上になお相当量の、密輸と申しますと語弊がありますが、よそから入ってくるものがあり得る、こういうことであります。私が心配するのは、先般新聞を見ると、密輸の取り締まりが強化されているように思ひます。それからドルの価値がなくなつてまいります分だけ密輸というものの味がなくなつてくるということも言ひ得ると思ひます。両方相まぢまして、なおその上に、金の価値がドル不安とともに比較的上がってくるような感じがしますから、ついでに退蔵というものが若干は行なわれるのじゃないか。ますます金の需給が窮乏になつてくるということも想像できるわけであります。こういうようなことから見て、いままで大蔵省の当局は、あななという意味でございせんが、大蔵大臣と話をしまして、一オンス三十五ドルのときは貿易を広めたほうがよっぽどいいのだという考え方が大蔵省の事務当局にあったわけですが、大蔵大臣も、弱つておるのだとおっしゃつていました。が、そういう考え方も、この需給の非常な逼迫が予想され、海外の状況も安定はしておらないことは事実なんです、輸入もですね。というような場合に、きょうまでの考え方をある程度変えていかねばならないのじゃないか。需要は、先ほど申しましたように、退蔵だけじゃなくて、工業用にしろどんな伸びてきております。もう一つは、国内の中小鉱山のせつかある資源でありますので、これもやはり思い切つて拡充していか

ければいかぬことも事実であります。両方相まぢまして、大蔵省のきょうまでの産金政策に対する考え方を改変いたさなければいかぬ時期が来たんじゃないか、再検討していただく時期が来たんじゃないか、こう思ひますが、お考えはどうでありますか。

○熊田説明員 確かに金に對します需要は年々ふえてきております。特に工業用につきましてその増加度合いが多いように見受けられます。したがって、政府といたしまして、最近におきましては接収金の解除になりましたものを放出するとか、あるいはさらに四十二年度からは、輸入をいままですべておきましてしたが、これを始めるとか、そういうようなことによりまして、国内産金のみで需要を満たすことが困難である部分を補うことにいたしましたわけでございます。最近密輸の取り締まりも非常に厳重になりまして、そのために従来密輸金に依存をしておられた業者の方々が一時的に金の入手に困難を感じられるといふこともあつたかと存じます。しかしながら、四十二年度におきまして十トンを輸入して八トンをすでに放出済みでございまして、四十三年度におきましては十四トンを輸入しまして十トンを放出するといふ予定にしております、すでにこの四月の五日には、暫定予算に計上されました分、わずかでございまして、約四百キロ余りを放出いたしましたわけでございします。そういうようなことで、さらに本予算が通過いたしましたらば私どもは引き続き金の放出を続けてまいりたい、こういうふうにお思ひしておりますので、三月に見られましたような需給の逼迫というふうなものとは遠からず解消するものといふふうに考えております。

それから、従来のわが国の金に對します政策が適当でなかつたんじゃないか、今後変えるべきではなからうかといふことでございしますが、私どももいたしましては、一方では国内産金の生産を今後も維持してまいりますと同時に、それだけで足りない部分は輸入によつてまかなう。と申

しますのは、最近の価格を見ましても、国際価格のほうが国内価格よりもはるかに低い、こういうような情勢でございまして、輸入いたしましたほうがずっと経済的である、こういう点から、今後国内産金で足りない部分は輸入をしていく、こういう方針でおりますので、何らかの方針を要する必要があるというふうに考えております。

○玉置委員　そこで問題は、一つは、先ほど申し上げましたが、政府が直接買入形をとりまして、初めに予算を計上してやらざるを得ないわけでありまして、ところが、先ほどのいろいろな会議その他を見ましても、各国の状況を見ましても、非常に金の買入れその他流通が不安定になってきておることは事実であります。確実に入手し得るというようなことが、あるいは予算的に計上した金額が狂つてくることか、あるいはいろいろなことがいままでよりはあり得るのじゃないかということとは少なくとも想像できるわけですね。そういう意味でも、政府直接買入上げというものはこの際検討することだけは必要があるんじゃないか、こう思うのですが、どうでありますか。

○熊田説明員　確かに各国の政策が変わつてきておる、これは一部のごときでございまして、最近におきまして輸入価格が予想されまして高くなつておらないわけではございません。むしろ、従来の一オンス三十五ドルに五割ないし七割増しくらいの価格でございまして、したがって、四十三年度予算で予定をいたしました十四トンの買入れ費は約五十八億圓ぐらゐでございまして、そのほかに予備費十一億圓余りがございまして、現在のようないくつかの状況でございまして、したがって、十四トンは買えるわけではございません。したがって、私どもは、いまのところ従来考へております方針を何ら変える必要はないというふうに考えております。

○玉置委員　もう一度重ねてお伺いいたしますが、少なくとも国内産金の振興を、いままでよりは力を入れなければならないというのことは言ひ

得ると思つたのです。どうせ足らぬのですから、足らぬ分を輸入することはもちろんでありますけれども、銅、鉛、亜鉛その他も同じこと、これから十年、二十年、ものすごく需要は伸びてまいります。そのことが日本の産業の成長だと思つたのです。しかしながら、たとえ国内産の鉱物でもつて需要の二、三〇％しか満たし得ることができなくとも、海外において非常に不安定な場合、輸送が不安定だとか、いろいろな戦争が局地的にでも起こるとか、スエズ運河がとまるかという点も考慮を要しまして、安定的供給として、その三割は絶対確保しなければならぬと思つたのです。そういう点から言ひまして、私はいまの国際環境から申しましても、やはりこの産金政策は、いままでよりは国内産金がふやし得るのだつたらならば、同じくこれらの価格で、あるいはこれから合理化することによってより低廉に供給できるような施策は前向きに講じていかなければならないと思つたのです。

それから、あなたがおっしゃいました、案外ドルの下落も思つたほどのことはなかつた。これは、いろいろな学者が言われておりますように、この二、三カ月は大体四十ドル前後で落ちつたのだらう。しかしその間に何が来たかということですが、ベトナムと平和の曙光が見えたとか、明るいきざしがあるかわりに、もう一つはポンドというガソミの動きがあると思つたのです。そういうようなもの動きによつては、まだまだこのまま安定はし得ると思へない要素もあつた。そういうような意味で、従来の対策をすっかり変えなさいという意味で、従来をいさげなさい、より低廉な金を十分に出し得れば、それにこしたことはないと思つたのです。大蔵省の方でも、金というものは一時は二十七トンを産したことも御存じです。ところが、値段その他が合わない、休止せずにはそのまゝじつと、ある採算線と申しますか、不採算にしろ、わずかなところまで下げていく、それでいいとなればまたどつと掘るといふのが、金のきよりまできた歴史だと思ひます。この間、

参考人の住友金属の社長にお伺いしても、一休政策のよろしきを得て、馬力をかけたところのくらくら出るのだと質問いたしましたところ、業者ではありまじやうけれども、あの地位においでになる方がでたらめを言つても思へません、この参考人で来られて、三百トン、現在わかっているものを十年間に掘るといふことはさしてむづかしいことではございせんかという証言をしておいでになりました。さすれば一年に三十トンです。掘つていく間にまた新鉱床が出てくるというのが鉱山の例だと思ひます。こういうふうに見ますと、通産当局がこしらへました産金の緊急対策を見ましても、年に十トン掘ることによつてコストをかなり下げられるやうな、これはペーパープランですからこのとおりにいかにかぬかわかりませんが、前向きな姿勢をしておいでになります。こういうところへ大蔵当局がご入力を一生懸命やつていかなければ、かけ声だけに終わるのじゃないかということをおそれるから、私はしつこくお伺いをしておるわけでありまして、どうお思いになりますか、所見をお伺いしたいのですが……

○熊田説明員　確かに、今後の国際情勢、国際金融通貨情勢、いろいろやうなものは、いろいろまだ曲折はあろうかと思ひます。しかしながら、最近のワシントン会議におきまして決定から見られますように、大体貨幣用金というものは現在の保有額で十分であるというふうに考えられております。こういうやうな点から言ひまして、二重価格制というものができてまいりまして、ロンドンその他の自由市場におきまして金の売買、これはもっぱら産業用金のために行なわれるというふうになつてきておるわけではございません。そういうことと、年間千二百七十八トンというやうな世界の生産量にございまして、しかもそのうちほんとうに産業用に回りますものは、これは従来の例で言ひますと三分の一程度のものでございまして、こういうやうな需給関係から申しましても、産業用金の価格は考えられないのじゃないかというふうに私は私

は考えるわけではございません。したがって、先ほど申し上げましたように、もちろん国内産金の生産の維持ということは今後必要だと存じますけれども、しかしこういうやうな国際価格と国内価格との価格差が大きいという現状におきましては、やはり足りない部分はほとんど輸入によつてまかなつていくというのが本筋ではないかというふうに考えておるわけではございません。

○玉置委員　工業用の需要だけを大蔵省は非常に厳密にござんになります、実際需要というものをある程度満たさない限り、二重価格制じやなしに三重価格制にこれはなるのじゃないか、実際問題として猛烈な需要があるのですから。だから、金の退蔵なんかが行なわれるやうなものとをつくらないで、おこうと思へば、ある程度需要に見合つた供給がない限り、そういう問題が起るのじゃないかという懸念をいたします。きよりの新聞、先ほどだれかが持つてきてくれたのですが、「金の管理政策を再検討し、強制買上げ停止も」ということがこんな大きく出たおるのですが、これは一体どういうところから入つたのか、ソースはわかりませんけれども、かなり検討しておると思つたのです。この事態をひとつの委員会でも率直にお答えをいただきたいと思ひます。

○熊田説明員　けさの朝日新聞で私もその記事を拝見したわけではございますが、大蔵省といたしましては、そこに出ておられますやうな、たとえば今後政府の強制買上げを停止するといふやうなことは、現在のところ考へておりません。それから、さらに民間に輸入を行なわせるということや、六百六十円は下げたほうがいいんではないかというやうなことは、すべて私どもが現在考へておることではございません。

○玉置委員　いろいろ経済界に大きな影響を与えますので、課長としてはどう答へなければいけないだらうと思ひます。しかしこのくらくら朝日新聞が大きく書き上げたというところは、だれが見ても、こういうことを検討しなければならぬ周囲の事情になつてきておるということだけは認めざる

を得ないと思うのです。検討する時期にきたという事で、よもや一切そういうことも検討しておりませんという事は言えないと思うのです。これは課長さんでは気の毒ですから、またあとでしかるべき筋から伺いすることにいたします。

先ほど近江さんの質問に對しまして、あなたは、ほかの産業政策も考慮して差益金は出すことができませんという様な、正確にはわかりませんが、似たようなお返事をされましたが、石炭産業におきましてもあれぐらい思い切つて、年に六百億近い金を出しておることをあなたも御存じのはずなんです。ましてい万円やという非常に大事な時期になりまして、金だけではなしに、銅、鉛、亜鉛その他の基礎鉱物につきましても思い切つて将来の安定的な輸入、輸入でも安定的な輸入ということをごらんから考えざるを得ない。そのために今度の法案ができて、探鉱事業団が海外の開発に乗り出すということになったわけですが、このことは非常に必要なことだという事は、おわかりだと思つて、輸入のうちの安定的な輸入、それに対して十八億円の予定をしておつたところにわずかに二億圓ほどしかことはついていないという様な現状では、産金政策はもとよりのこと、すべての金属鉱業の政策の基礎が非常に危ぶまれるわけです。せつかくの政策が、そういうた財源の裏打ちがないというところに、絵にかいたもちに終わるおそれがあるわけであり、なるほど少しづつづつづつあることは事実です。しかし非常に切つておるわけですから、この際思い切つた投資をしなければ、将来においてほぞをかむのじやないかと思つて、したがって、先ほど近江さんの質問にございまして、差益金の一部が、あれは私も承つておりますと、大体償還が済んだやうな、あとはいよいよ残るほうになるやうに承つております。だからもうこれをある程度ずつ使つていいんではないだろうか。つまりほんとうに前向きに産金なりあるいはその他の金属鉱物が確実に振興されるやうな手は、この金

を使つていつていいんではないだろうか、こう思ふのです。先ほどおっしゃつた他産業との影響も考え、あるいは必要も考える、そのこともよくわかります。しかしながら石炭の例のごときとはちよつと意味が違ふから、私はあのことと思へば、これは当然前向きにやらないだろうかという感じがするのですが、どうお思いになりますか。

○熊田説明員 鉱山の助成という問題は、やはりその鉱山の経済性に着目をしていたしまして考えるべき問題だと思つて、その場合に、わが国の産金業の経済性というものを考えてみますと、すでに先ほど申しましたやうに、国際価格よりもはるかに割り高なグラム六百六十円というやうな価格で国内で販売をするという事を認められており、これが実質的に大きな助成になつておるわけであり、そのほかに、いろいろな探鉱補助金が出ておるわけでご覧いただけますから、その助成策に占めます地位といひますか、こういふものは他の産業に比べて私には相当ウエートを置かれておるのだというやうに考えるわけでご覧いただけますが、いまして、これ以上の手厚い助成といひますか、そういうやうなことをやるのは、その経済性から言ひましても、他の産業との補助助成の権衡という点から言ひましても、行き過ぎではなからうかというふりに考えるわけでご覧いただけます。

○玉置委員 政府に二つ政府があるやうなことに、だんだんなつてくるわけですが、いままでせつかく審議したことが課長、あなたの発言で、さらに審議をもう二週間ほどやり直さなければならぬといふところ、いま来つたつあるんだといふことをお考えになつてお答えをいただきたいのですが、私はほかの工業その他の産業と違ひまして、やはり金属鉱業といふものは、もうほとんど自然条件に依存しておるわけであり、だから平地に工場をつくつて優秀な技術とばく大な投資をするにとによつて世界に覇を争うといふわけにはいかないやつです。そういう宿命を持つておるわけですから、じゃ、こんなものは高いから要らぬといふたら、日本の農業と同じだと思ひます。それは大蔵

省感覚といへども、日本の人間が全部で従事し、そして生計を営んでおる、しかも基礎産業として重要な産業である、それが将来に必要が拡大しようとも、何とかして四分の一、三分の一の自給度だけは確保していきたいんだといふ、これは悲願です。それをさぶつと冷たい氷水を頭からぶつかけるやうなことをやれば、商工委員会としてはもう一回審議をやり直さといふところに戻つて、きょう採決といふのはちよつとしくにくいと思ふのですが、どんなものでしょうか。

○熊田説明員 私が申し上げておるものは、金だけに限つて申し上げておるもので、他の鉱物についてとやかく申し上げるわけはございませぬ。金につきましては、もう先ほどから申し上げておりますやうに、その経済性から見まして、あまり手厚い補助といふことは適當ではなからう、こういふふりに申し上げておるわけでご覧いただけます。

○玉置委員 あなたは石炭と産金とどちらが手厚くされておると思ひますか。

○熊田説明員 石炭につきましては、確かに別途手厚い助成がなされております。しかしながら、金について考えました場合には、従来の助成が手厚い助成であるといふふりに考えておるわけでご覧いただけます、やはりそれぞれ鉱物の持ちます必要性なりあるいはその山の経済性なり、こういふものを総合して、その助成策といふのはきめらるべきではなからうかといふふりに考えております。

○玉置委員 これは別途また大蔵大臣その他に質問を申し上げることにしまして、せつかく大臣が見えられましたので、いままで大蔵で黒い霧がかつておりましたので、ひとつ私試する意味で大臣の決意だけ伺ひしておきたい、こう思ひます。

そこで、これからちよつと一言簡単に大臣に申し上げますが、この二法案を審議しながら、通産当局の前向きの姿勢にわれわれに大いに賛意を表し、しかもなお今度の法案の通過にあたりまし

て、日本の金属鉱業政策がさらに飛躍的に拡充されるやうな特別の決議をするわけであり、そのこまでみんな力んでおるのです、大蔵当局に産金政策その他いろいろのことを聞きますのです、が、全く冷静そのものでありまして、どうもこれではきょうの法案はちよつと大臣来られても通すのはどうか、もう二週間ばかり勉強せんらぬと冗談も言つておつたわけであり、ひとつ大臣としては、次に決議されるものを絶対通すだけの決意をもつて日本の産金政策に取り組みかどつか、ひとつ決意を伺ひましてこの問題をけりをつけて、次にごく簡単に一問一答だけしておきたいと思ふのです。

○藤井政府委員 大臣いままかりになつたばかりでありますから、前後の模様を白紙でございまして、大臣御答弁される前に……私、通産省の立場のみでなく、政治家の立場としても、いろいろ先ほどからのお話を聞きまして、玉置委員の御心配の内容はよく理解できるわけでご覧いただけます、そのやうな考え方から去年の十二月のあの特別産金対策の御決議をいただいたわけでご覧いただけます。私は、ただ安んから外国から物を入れるのだという割り切り方だけではやはり真の政策ではない、こういふ考えでありまして、特に金の場合には、御案内のごとく価格は固定しております。しかるにそれを握り出すコストは、いろいろな内容のコストが高くなつておる。そこに経営は危機に瀕しておる。しかも金の持つ特殊性、最近の国際通貨制度の動揺、ゴールドラッシュ、いま鎮静化したものの、きわめて流動的のごさいます。こういふ点あれこれ考へると、御指摘のごとく、私は、ここに産金政策としては積極的な考えを政府はとらなければならぬ、こういふふりに考えるわけでご覧いただけます。大蔵省の国際金融局の企画課長のお立場では、この場においてはつきりした答弁がしかねるのには私はやむを得ないと思つてありまして、こういふ点については大臣にも後刻よくお話し申し上げまして、大臣同士でひとつよく検討を願つて善処をしていただきたい、このよ

うに考えておりますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○推名国務大臣 私信接同いせんでしたが、いま伝へ聞きまして、産金政策を中心として非常に熱心な論議があつたやに承つております。私は、今後御趣意を体して、十分に善処いたしたいと思ひます。

○玉置委員 実は大蔵省の課長お見えいただくよううにお願いをしたときから、まずこのくらいの程度の答へしかならうという事は予定しておりましたのです。非常にまじめに一生懸命に大蔵の行政をやつていただいておりますが、商工委員の一人といつても、なるべく附帯決議の前がいいのですけれども、そのことは無理でしょうから、あとになりましては、何かまわぬから、何らかの秘密会でも開いていただきまして、理事会で呼んでいただいてもけっこうですから、ほんとうに大蔵の上のほうで詰めておかぬと、これは絵にかいたもちになるおそれが非常にあると思ひますので、委員長にもひとつよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

そこで、最後に一問一答でお伺ひしておきたいと思ひますが、まだ質問がなかつたような問題らしいのです。

海外探鉱資金の融資の貸し付け条件をひとつ教えていただけませんか。

○両角政府委員 探鉱事業団をいたしまして、海外業務は四十三年度から開始をいたすことになっておりますが、現段階においてはまだ詳細未定でございます。

○玉置委員 もう少し勉強しておかぬといかぬと思ひます。

その次に、海外の地質構造の調査の補助金ですね、民間負担はどのくらいお考えになつておるか。

○両角政府委員 民間負担三分の一ということでございます。

○玉置委員 最後に、海外開発資金の債務保証の

限度額……

○両角政府委員 債務保証基金の十五倍を保証いたすわけでございますが、どの程度貸し付けのケースにつきまして保証限度を設けるかは、個々の案件によりまして決定をいたしたいと思ひます。

○玉置委員 最後に、この金属鉱業の諸政策を抜本的に改められまして、思い切つたひとつ拡充強化をはかることをお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

○小澤委員長 おはかりいたします。

両案の質疑はこれにて終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、両案の質疑はこれにて終局いたしました。

○小澤委員長 これより両案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

まず、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○小澤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○小澤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

両案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さう決しました。

〔報告書は付録に掲載〕

○小澤委員長 この際、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の各派共同提案にかかるとる鉱業政策の確立に関する件について決議を行なうべしとの動議が提出されております。

本動議を議題といたします。

まず、提出者から本決議案の趣旨の説明を求めます。岡田利春君。

○岡田(利)委員 自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提出にかかる鉱業政策の確立に関する決議案について、四党を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

鉱業政策の確立に関する件(案)

従来、わが国の鉱業政策は、主として貿易の自由化に対処して樹立されてきたが、最近の金属鉱業をめぐる情勢は、本格的な開放経済体制の進行、鉱産物の需要の急増、海外依存度の上昇、労働力の制約等大きな変化を示している。

このような変化に対応し、鉱物資源の確保、国内鉱業の安定と国際競争力の強化のため、強力な鉱業政策の確立が必要である。

よつて政府は、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、金属鉱業等安定臨時措置法の廃止にあたり、国内鉱業の安定及び資源の積極的開発のため緊急に総合的な政策を確立すること。

二、鉱産物の需給及び価格の安定のため、需給のひつ迫及び不況の際における対策として需給調整の方策の確立を図ること。

三、金属鉱物探鉱促進事業団は、国内外にわたる鉱物資源の探鉱開発の中核体として、対象鉱種の拡大、低利資金の確保、中小鉱山への融資等、その業務の拡充強化に努めるとともに

に、出資についても検討すること。

四、中小鉱山のわが国鉱業に占める位置にかんがみ、生産の近代化を促進するとともに、補助金の増加、単価の改訂等新鉱床探査費補助金制度の拡充を図ること。

五、最近の金に関する国際環境の激変にかんがみ、金鉱業の安定を図るため、金山の再開発を緊急かつ強力に推進するとともに、硫黄、石こう等問題鉱種についてもその対策を確立すること。

六、鉱山における労働力の確保と定着化のため、総合的な労働条件、生活環境の改善等の諸対策を進めるとともに、産業内労使の雇用対策協議体制の確立を早急に図ること。

七、海外の鉱物資源の開発のため、海外鉱物資源開発株式会社等の運営を改善し、その育成強化を図るとともに、民間各社の相互協力体制の確立、政府関係金融機関による円滑な必要資金の確保に努めるとこと。

以上が案文であります。

すでに本委員会が熱心に討議されてまいりましたように、今日基礎物資である鉱産物資源の確保は非常に緊急な課題となつてまいつたと存するわけです。特に価格の問題では、最近のニッケル等に見られますし、あるいはまた長期的な需要増に対する問題としては、銅の需要見通し等についても十分われわれは判断のできるころであります。いずれにしても、この鉱物資源をいかに確保するか、さらに価格の安定をどのようににかするか、この二つの課題を私どもは今後の政策の中で解決してまいらなければならないと考えるわけですが、特に自由化対策の一環として、ベースメタルの銅、鉛、亜鉛を中心とするこの安定のために、金属鉱業等安定臨時措置法が制定されたのでありますが、しかし前文で申し上げましたように、今日の情勢から判断をいたしますと、国内鉱業の安定のためには、むしろ鉱業政策の基本法といふべき法律を提出し、総合的な対策を立て、その展望

を明らかにすべきである、かように考えるわけである。

さらにまた、金属鉱物探鉱促進事業団はすでにその成果をあげつつございますけれども、本改正にありましますように、今回海外についても探鉱事業の対象拡大をする、このように改正がなされたわけですが、しかし、国内の対象鉱種の問題、あるいはまた一応現在考えられておるベースメタル以外のいわゆるウランの開発等の問題、こういう各般の面を考へる場合に、当然対象鉱種の拡大は避けられない緊急な事項であらう。あるいはまた、すでに七分五厘の金利をもつてこの融資資金は運用されておるのでありますが、この金利の引き下げ、このことはリスクの伴う探鉱事業である、こういう面からいって当然努力をしなければならぬ事項であるという点を述べておるのであります。

さらにまた、中小鉱山は金属鉱物探鉱促進事業団の融資対象にはなっておりませんけれども、今日の新鉱床探査補助金制度の運用の実態等から判断する場合、あるいはまた長期的にその基本となる探鉱、ボーリングを行なう、あるいはまた坑道探査を行なうという場合には、融資業務の中に含めてこの積極的な推進をはかるべきである、このように考えるのであります。

さらにまた、中小鉱山の問題について、すでに新鉱床探査補助金制度が確立されておりますが、最近の労務賃金の上昇あるいはまたコストの値上がり、こういう面から判断をいたしますと、五割の補助金は実質上三分の一になつてゐるということに参考人の述べられたところでありまして、この実質五割なら五割の補助になるように単価の改定を行なう、あるいは補助金の増加を行なう、こういう積極的な施策を通じて、特に非鉄金属あるいはまた普通金属鉱物の場合でも相当なウェイトを占めてゐる中小鉱山の近代化をさらに促進すべきであるというのが理由であります。

また産金政策については、本委員会各委員から問題が提起されてまいりました。したがって、

金鉱山の再開発は緊急かつ強力に進めてほしい。特にこれは構造ボーリングあるいはまた精密ボーリング、構造坑道という広域的な地域を一括開発するといふ方式である。また金鉱山における鉱山技術はわが国鉱山技術のいわゆる温床である。こういう面からいっても産金政策はゆるがせにすべきではないと考えるのであります。あるいはまた石炭産業と同じように、二次公害としての脱硫黄と硫黄鉱山との関係、あるいはまた資源供給全体の構造変化に対応する施策は、これまた緊急を要する課題であります。そういう意味で脱硫黄装置が逐年計画に従つて完成をされてまいりますことはもう火を見るよりも明らかでございますので、事前にその対策、方針を示すことが大切である。そしてわが国は、アメリカや諸外国と同じように、将来は硫黄の輸出国たり得る、こういう条件を整備すべきであるということを描いたしておるのであります。

さらにまた、労働力の確保、特に労働環境の悪い地下労働力を確保することは、全体の労働力の確保が困難になつてゐる情勢の中ではさらに一層困難をきわめることはきわめて当然であります。そういう点で労働条件は、単に賃金というだけではなくして、総合的な労働条件あるいはまた生活環境の整備、こういう点について各般の施策を展開する必要があると思ひますし、また鉱業審議会がすでに答申をしてゐるうちに、いわゆる企業と産業全体の連帯性、こういうものを高めてまいらなければ労働力の確保はむずかしい、その体制の確立を要望いたしておく次第であります。

さらに、海外鉱物資源開発株式会社は、すでに創立以来五カ年を経過いたしました。四十一年度の決算書を見れば、すでに三億五千万をこえる赤字を出しております。私は三億五千万の赤字はそういう意味においてさらに拡大をしていく傾向下に今日あると思ひのであります。この会社の設立趣旨から考え、また海外協力基金が五割、民間会社が五割の出資比率のそういう会社の性格にかんがみ、この会社を育成強化するという方向で、五カ年間の業務内容を総括し、次へ前進でき得る体制をつくり上げるべきである、こういう点を強く指摘をいたしておるところであります。特に海外の開発には相当量の資金が必要でございますけれども、今日、わが国の国際収支の面から考えますと、外貨の獲得あるいはまた膨大な開発に要する資金の確保はきわめて重要な課題であります。こういう点について特に適切な施策を講ずるようによ望いたします次第です。

以上が本決議案提出の趣旨でありますので、委員各位の御賛同を心からお願ひいたしましたして、提案の説明にかえたいと存じます。(拍手)

○小委員委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

鉱業政策の確立に関する件を本委員会の決議とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小委員委員長 起立総員。よつて、動議のごとく決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。椎名通商産業大臣。

○椎名通商産業大臣 ただいま御決議のありました件につきまして、十分これを尊重し、わが国鉱業の安定と発展並びに金属鉱物の低廉かつ安定的な供給の確保につとめてまいりたいと存じます。

○小委員委員長 おはかりいたします。

ただいまの決議の関係方面への参考送付等の取り扱いにつきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小委員委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○小委員委員長 去る九日付託になりました内閣提出、砂利採取法案を議題といたします。

砂利採取法案
砂利採取法

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 砂利採取業者の登録(第三条―第十五条)
第三章 採取計画の認可等(第十六条―第二十条)
第四章 雑則(第二十九条―第四十四条)
第五章 罰則(第四十五条―第四十八条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「砂利採取業」とは、砂利(砂及び玉石を含む。以下同じ。)の採取(洗浄を含む。以下同じ。)を行なう事業をいう。

第二章 砂利採取業者の登録
(登録)
第三条 砂利採取業を行なうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を行なうとするときは通商産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を行なうとするときは当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(登録の申請)
第四条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて

は、その代表者の氏名

二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者（以下「業務主任者」という。）の氏名

三 法人にあつては、その業務を行なう役員の名

2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録及びその通知）

第五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を砂利採取業者登録簿に登録しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当するとき、又は当該申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人であるものが第十二条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日

以内にその砂利採取業者の業務を行なう役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前条第三号の一に該当する者があるもの

五 その事務所に、次に掲げる者であつて第一号から第三号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者

イ 砂利採取業務主任者試験（以下「業務主任者試験」という。）に合格した者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録行政庁の変更の場合における経過措置等）

第七条 第三条の通商産業大臣の登録を受けた者がその登録を受けた後一の都道府県の区域内のみ事務所を有することとなつて引き続き砂利採取業を行なうときは、その日から三十日間、当該登録は、なおその効力を有するものとする。その者がその期間内に同条の都道府県知事の登録を申請した場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する場合に該当して第三条の都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第三条の都道府県知事の登録を受けた者は、その登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き砂利採取業を行なうとする場合（次条第一項の規定により他の砂利採取業者の地位を承継したことにより次の各号の一に該当して引き続き砂利採取業を行なうとする場合を除く。）において第三条の通商産業大臣の登録又は都道府県知事の登録を受けたときは、遅滞なく、そ

の旨を従前の登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなつたとき。

二 当該都道府県の区域内における事務所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に事務所を設けようとするとき。

（承継）

第八条 砂利採取業者について相続又は合併があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その砂利採取業者の地位を承継する。ただし、当該相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第六条第一項第一号から第四号までの一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により砂利採取業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当するときは、その承継に係る事業であつて第三条の都道府県知事の登録を受けたもの又は自ら同条の都道府県知事の登録を受けた事業について、その承継の時に同条の通商産業大臣の登録を受けたものとみなす。

一 第三条の通商産業大臣の登録を受けた者が同条の都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき。

二 第三条の都道府県知事の登録を受けた者が同条の通商産業大臣の登録又は他の都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき。

三 第三条の登録を受けていない者が、同時に、同条の通商産業大臣の登録を受けた者の地位及び同条の都道府県知事の登録を受けた者の地位を承継したとき又は同条の都道府県知事の登録を受けた二以上の者の地位を承継したとき（その登録をした都道府県知事が同一であるときを除く。）。

8 第一項の規定により砂利採取業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の届出）

第九条 砂利採取業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 第四条第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（廃止の届出）

第十条 砂利採取業者は、砂利採取業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（登録の失効）

第十一条 第三条の都道府県知事の登録を受けた者が第七条第三項に規定する場合において第三条の通商産業大臣の登録又は都道府県知事の登録を受けたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

2 砂利採取業者が第八条第二項の規定により第三条の通商産業大臣の登録を受けたものとみなされたときは、その者に係る従前の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

3 砂利採取業者がその砂利採取業を廃止したときは、その者に係る第三条の通商産業大臣の登録又は都道府県知事の登録は、その効力を失う。

（登録の取消し等）

第十二条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号、第三号又は第四号の

規定に該当することとなつたとき。

二 第六条第一項第五号の規定に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号の規定に該当しているとき。

三 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第十六条の規定に違反したとき。

五 第二十六号の規定による認可の取消しを受けたとき。

六 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。

2 通商産業大臣は都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第十三条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた砂利採取業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(業務主任者の義務等)

第十四条 業務主任者は、砂利の採取に伴う災害の防止に關し通商産業省令で定める職務を誠実に履行しなければならない。

2 砂利の採取に従事する者は、業務主任者がその職務を行なうために必要があると認めてする指示に従わなければならない。

(業務主任者試験等)

第十五条 業務主任者試験は、砂利の採取に伴う災害の防止に關し必要な知識及び技能について都道府県知事が行なう。

2 業務主任者試験及び第六条第一項第五号の規定による認定の実施に關する細目は、通商産業省令で定める。

第三章 採取計画の認可等

(採取計画の認可)

第十六条 砂利採取業者は、砂利の採取を行なおうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ご

とに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事(当該砂利採取場の区域の全部又は一部が河川区域等(河川法昭和十九年法律第六十七号)第六条第一項に規定する河川区域及び同法第五十四条第一項に規定する河川保全区域をいう。以下同じ。)の区域内にあるときは、当該河川区域等に係る同法第七条に規定する河川管理者(同法第九条第二項若しくは第九十八条又は第二十七条の規定により、同法第二十六条及び第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項の規定に基づく権限の委任を受け又はその権限を代わつて行なう者があるときは、その者。以下「河川管理者」という。)の認可を受けなければならない。

(採取計画に定めるべき事項)

第十七条 前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。

一 砂利採取場の区域

二 採取する砂利の種類及び数量並びにその採取の期間

三 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に關する事項

四 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に關する事項

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令、建設省令で定める事項

(認可の申請)

第十八条 第十六条の認可を受けようとする砂利採取業者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録の年月日及び登録番号

三 採取計画

2 前項の申請書には、砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の通商産業省令、建設省令で定める書類を添附しなければならない。

(認可の基準)

第十九条 都道府県知事又は河川管理者は、第十六条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設の損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

(変更の認可等)

第二十条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事又は河川管理者の認可を受けなければならない。ただし、通商産業省令、建設省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の通商産業省令、建設省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

3 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、第十八条第一項第一号又は第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第一項の規定による変更の認可に準用する。

(遵守義務)

第二十一条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画(前条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認可採取計画」という。)に従つて砂利の採取を行ななければならない。

(認可採取計画の変更命令)

第二十二条 都道府県知事又は河川管理者は、認可採取計画に基づいて行なわれている砂利の採取が第十九条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認めるときは、その認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

第二十三条 都道府県知事又は河川管理者は、砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、第三条の規定に違反して砂利採取業を行なつた者又は第十六条若しくは第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行なつた者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

第二十四条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可をした都道府県知事又は河川管理者に届け出なければならない。

(認可の失効)

第二十五条 第十六条の認可を受けた砂利採取業者が当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取を廃止したとき又は第十二条第一項の規定によりその登録を取り消されたときは、その者に係る第十六条の認可は、その効力を失う。

(認可の取消し等)

第二十六条 都道府県知事又は河川管理者は、第十六条の認可を受けた砂利採取業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずることができる。

一 第二十一条の規定に違反したとき。

二 第二十二條又は第二十三條第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第三十一條第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第十六條の認可を受けたとき。

(河川法との関係)

第二十七條 その区域の全部又は一部が河川区域等の区域内にある砂利採取場に係る採取計画について第十六條の認可又は第二十條第一項若しくは第二項の規定による変更の認可若しくは届出があつたときは、当該認可採取計画に基づいて行なう工作物の新築、土地の掘さくその他の行為であつて河川法第二十六條、第二十七條第一項又は第五十五條第一項の許可を要するものについて、これらの許可があつたものとみなす。

2 前項の規定により認可採取計画に基づいて行なう行為についてあつたものとみなされた河川法第二十六條、第二十七條第一項又は第五十五條第一項の許可に基づく地位は、同法第三十三條第一項又は第二項(同法第五十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第八條の規定により当該認可採取計画に係る砂利採取業者の地位が承継される場合に限り、当該承継者が承継する。

3 第十六條の認可がその効力を失つたときは、第一項の規定により当該認可採取計画に基づいて行なう行為についてあつたものとみなされた河川法第二十六條、第二十七條第一項又は第五十五條第一項の許可は、その効力を失ひ、(河川法の準用)

第二十八條 河川法第十五條の規定は、河川管理者がその区域の全部又は一部が同法第五條第一項の二級河川の河川区域内にある砂利採取場に係る採取計画について第十六條の認可又は第二十條第一項の規定による変更の認可をする場合に準用する。

2 河川法第三十五條第二項及び第三十六條第三項の規定は、河川管理者(都道府県知事を除く。)

が第十六條の認可又は第二十條第一項の規定による変更の認可をする場合に準用する。

第四章 雑則

(標識の掲示)

第二十九條 砂利採取業者は、第十六條の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、通商産業省令、建設省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の通商産業省令、建設省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(鉱業権者との協議)

第三十條 砂利採取業者を行なう土地の区域と鉱区とが重複するときは、砂利採取業者又は鉱業権者(租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。)は、事業の実施について、鉱業権者又は砂利採取業者に対し協議することが出来る。

2 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十四條第二項から第七項までの規定は、前項の規定による協議に準用する。

3 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第一百七十一條から第一百七十七條までの規定は、前項において準用する採石法第三十四條第二項の規定についての審査請求に、鉱業法第八十條の規定は、当該決定の取消しの訴えに準用する。

(認可の条件)

第三十一條 第十六條の認可(第二十條第一項の規定による変更の認可を含む。)には、条件を附することが出来る。

2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(帳簿の記載)

第三十二條 砂利採取業者は、通商産業省令、建設省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し通商産業省令、建設省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第三十三條 通商産業大臣、都道府県知事又は建設大臣若しくは河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、砂利採取業者を行なう者に對し、その業務に関し報告をさせることが出来る。

(立入検査等)

第三十四條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、砂利採取業者を行なう者の事務所、砂利採取場その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他物件を検査させ、又は関係者に質問させることが出来る。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、当該都道府県の区域内に事務所を設置して砂利採取業者を行なう者又は河川区域等以外の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所、砂利採取場その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることが出来る。

3 建設大臣又は河川管理者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所、砂利採取場その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることが出来る。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録免許税及び手数料)

第三十五條 第三條の通商産業大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより、登録免許税を納付しなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

納付しなければならない者		金額
一 第三條の都道府県知事の登録を受けようとする者	二 業務主任者試験を受けようとする者	三千円
三 第六條第一項第五号ロの規定を受けようとする者	四 第十六條の認可を受けようとする者	千五百円
五 第二十條第一項の規定による変更の認可を受けようとする者	六 第三十條第二項において準用する採石法第三十四條第二項の規定による決定の申請をする者	三千円
三 第二十條第二項において準用する採石法第三十四條第二項の規定		千五百円
		千円

3 前項の手料は、河川管理者(都道府県知事を除く。)

第一項の規定による変更の認可を受けようとする者及び第三十條第二項において準用する採石法第三十四條第二項の規定による決定の申請をする者の納付するものについては国庫の、その他の者の納付するものについては当該都道府県の収入とする。

(通商産業大臣への通報等)

第三十六條 都道府県知事又は河川管理者は、政令で定めるところにより、砂利採取業者が第十六條の規定に違反していると認めるとき又は第二

十六条の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通報しなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、第十二条第一項の規定による処分をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事又は河川管理者に通報しなければならない。

3 都道府県知事又は河川管理者は、第十六条の認可の申請又は第二十条第一項の規定による変更の認可の申請（通商産業省令、建設省令で定めるものに限る。）があつたときは、通商産業省令、建設省令で定めるところにより、その旨を関係市町村長に通報しなければならない。これらの申請について認可又は不認可の処分をしたときも、同様とする。

（市町村長の要請）

第三十七条 市町村長は、砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

2 都道府県知事又は河川管理者は、前項の規定による要請があつたときは、必要な調査を行ない、その結果が必要であると認めるときは、第十二条の規定による措置その他の必要な措置を講じなければならない。

（聴聞）

第三十八条 通商産業大臣、都道府県知事又は河川管理者は、第十二条第一項又は第二十六条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（不服申立ての手續における聴聞）

第三十九条 この法律の規定による処分（第三十条第二項において準用する採石法第三十四条第二項の決定を除く。）についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

（裁定の申請）

第四十条 第十六条、第二十条第一項又は第二十条第二項の規定による処分（河川管理者が行なつたものを除く。）に不服がある者は、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十三年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。

（砂利採取業者に対する指導等）

第四十一条 国及び地方公共団体の関係行政機関は、砂利採取業者に対し、砂利の採取に伴う災害を防止し、又は砂利採取業者の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。

2 河川法その他の法令（条例及び規則を含む。）の規定により砂利の採取に係る許可をし、その許可を取り消し、その許可の効力を停止し、又はその許可の条件を変更するに当たつては、当該行政庁は、河川等の管理その他公益の保持に支障がある場合を除き、砂利採取業者の運営を考慮してこれをするものとする。

（適用除外）

第四十二条 この法律の規定は、砂利の採取に伴う災害の発生するおそれがない業態の砂利採取業であつて政令で定めるものを行なう者については、適用しない。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（国等に対する適用）

第四十三条 この法律の規定は、第二章、第三十五条及び次章の規定を除き、国及び地方公共団体に適用があるものとする。この場合においては、砂利採取業を行なう国又は地方公共団体と都道府県知事又は河川管理者との協議が成立することをもつて第十六条の認可又は第二十条第一項の規定による変更の認可があつたものとみなす。

（権限の委任）

第四十四条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に行なわせることができる。

第五章 罰則

第四十五条 次の各号の一に当該する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して砂利採取業を行なつた者

二 第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十六条又は第二十六条の規定による命令に違反した者

三 第十六条又は第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行なつた者

第四十六条 次の各号の一に当該する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十二条の規定に違反して同条に規定する事項を記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第三十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第三十四条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の規定を行つたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第七條第二項若しくは第三項、第八條第三項、第十條、第二十條第三項又は第二十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

二 第二十九條の規定に違反した者

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十五条及び次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第六條第一項第五号ロの規定による認定は、この法律の施行の日前においても行なうことができる。

（砂利採取法の廃止）

第三条 砂利採取法（昭和三十一年法律第一号）は、廃止する。

（経過規定）

第四条 この法律の施行の際現に砂利採取業を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から六十日間、第三条の登録を受けなくて、従前の例により砂利採取業を行なうことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により第三条の登録の申請をして登録を受けた者は、当該登録を受けた日から三十日間は、第十六条の規定にかかわらず、従前の例により砂利の採取を行なうことができる。その者がその期間内に同条の認可の申請をした場合において、認可又は不認可の処分があるま

での間も、同様とする。

第五條 この法律の施行の際現に砂利採取業を行なつてゐる国又は地方公共団体は、この法律の施行の日から六十日間、第十六條の規定にかかわらず、砂利の採取を行なうことができる。

第六條 この法律の施行前にした行為及び附則第四條第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる砂利採取業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(採石法の一部改正)

第七條 採石法の一部を次のように改正する。

第十條第一項第三号中「砂利採取法昭和三十一年法律第一号」を「砂利採取法(昭和四十三年法律第一号)」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第八條 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十八條第五項を第六項とし、第四項を第五

三十四の二 砂利採取業者の登録

砂利採取法(昭和四十三年法律第一号)第三條(登録)の通商産業大臣がする砂利採取業者の登録

(土地調整委員会設置法の一部改正)

第十條 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 砂利採取法(昭和四十三年法律第一号)第四十條第一項の規定による異議を裁定すること。

第二十五條第一項中「又は近畿圏の保全区域の整備に関する法律第二十條第一項」を「近畿圏の保全区域の整備に関する法律第二十條第一項又は砂利採取法第四十條第一項」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第一號第九號 商工委員会議録第十八號 昭和四十三年四月十日

項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 砂利採取法(昭和四十三年法律第一号)第十六條(採取計画の認可)に規定する河川管理者は、同條の採取計画又は変更後の採取計画に基づいて行なう工事が第一項に掲げる工事に該当し、かつ、保護水面の区域内においてされるものである場合において、当該採取計画又は採取計画の変更について同条又は同法第二十條第一項(変更の認可)の規定による認可をしようとするときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣に協議しなければならない。

(登録免許税法の一部改正)

第九條 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一中第三十四号の次に次のように加える。

登録件数 一件につき三万円

第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十八号の二の次に次の一号を加える。

三十八の三 砂利採取業者を登録すること。

理由

砂利の採取に伴う災害の現況にかんがみ、その災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資するため、砂利採取業についてその事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小委員長 ます、本案について趣旨の説明を聴取いたします。権名通商産業大臣。

○権名通商産業大臣 砂利採取法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年における土木建築工事の急速な増大に伴い、いわゆる骨材の需要は年々大幅な増加を示し、昭和四十二年度には約四億五千万トンに達するに至っております。

この間、骨材供給の大宗を占める砂利の生産も拡大を続け、これとともに、砂利の採取に伴う災害が各地に頻発して大きな社会問題となつております。

特に最近におきましては、いわゆる山砂利、陸砂利の採取が増大し、これに伴う災害が激増しておりますが、山砂利、陸砂利の採取には、その規模が大きいたるものが多く、このため災害の規模及びその与える影響も従来に比し、大きく、かつ深刻なものとなつております。

このような砂利の採取に伴う災害に対しましては、現在砂利採取法等の運用によりその防止に努めてきておりますが、何ぶんにも同法は昭和三十一年に制定されたものであり、その内容も砂利の採取についての事後届け出制をとつてゐるなど、最近の砂利の採取に伴う災害には十分対処し得ないものとなつてきております。

このような実情にかんがみ、この際新法を制定し、砂利の採取に対する規制を抜本的に強化することにより、砂利の採取に伴う災害の防止をはからんとする次第であります。

次に、本法案の概要を御説明申し上げます。

第一は、砂利採取業につきまして登録制度を確立することであり、すなわち、砂利採取業を行なうとする者は、通商産業大臣または都道府県知事の登録を受けなければならないものとし、その登録を受けるにあつては、一定の資格試験に合格した砂利採取業務主任者を置かなければならないこととしております。

この資格試験は、災害防止に必要な知識及び技能について行ない、これにより砂利採取業者の災害防止のための技術的な能力を確保し、あわせて自主的な災害防止体制

を確立したいと考えております。

第二は、砂利の採取計画の認可制度の実施であります。すなわち登録を受けた砂利採取業者は、個々の採取場ごとに採取計画を定め、山砂利、陸砂利等については都道府県知事の、河川砂利については河川管理者の認可を受けなければならないこととしております。

この採取計画には、砂利の採取量、採取の方法、災害防止の措置等を詳細に定めさせることとしており、この場合において、都道府県知事または河川管理者は、当該採取計画にかかる砂利の採取に伴い災害が発生するおそれがあると認めるときは、その認可をしないこととしております。

以上の措置により今後は、未然に砂利の採取に伴う災害を防止し得る体制が確立されるものと確信いたしております。

第三は、砂利採取業者に対する各種の命令措置の強化をはかつていくことであります。

まず、都道府県知事または河川管理者は、認可をした採取計画の変更命令を発動できることとし、採取場の状況の変化等、認可時に予測できない事情の変更に伴う災害の発生に対処することとしております。

次に、災害防止のため緊急に必要があると認められるときは、直ちに災害防止の措置を講じさせることを内容とする緊急措置命令を発動できることとし、必要があれば事業の一時停止をも命ずることができるといたしてあります。

さらに、本法に違反して砂利の採取を行なつてゐる者に対しては、罰則による制裁と同時に、採取あとの埋め戻しなどの措置を講じさせることとしておりますが、これら各種の命令措置の強化により、砂利採取業者の登録制、採取計画の認可制と相まって、砂利採取に伴う災害の防止のため万全を期してあります。

なお、このほか、砂利採取場に標識の設置を義務づける規定及び砂利の採取に伴う災害に密接な利害関係を有する関係市町村の意見を反映させるための規定を設けるとともに、一元的な取り締ま

り体制のもとに砂利の採取に伴う災害の防止をはかるための所要の規定の整備をはかることとしております。

これが、この法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○小峯委員長 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○小峯委員長 この際、参考人出頭要求に関する件につきましておはかりいたします。

すなわち、先ほどの理事会で協議いたしましたとおり、通商産業の基本施策に関する件、特に、最近の流動きわまりない国際情勢に対応する産業貿易の新しい進路について、各界の方々を参考人として、その意見を求めることとし、参考人の人選、日時等については委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は、明後十二日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会